高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領の一部改正新旧対照表

新	旧
高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領	高知県漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給金交付要領
第1~第3 略	第1~第3 略
第4 交付対象融資機関	第4 交付対象融資機関
利子補給金の交付の対象となる融資機関(以下「融資機関」という。)は、全国漁業	利子補給金の交付の対象となる融資機関(以下「融資機関」という。)は、全国漁業
信用基金協会高知支所に造成する低利預託資金の借入れにあっては <u>西日本</u> 信用漁業協	信用基金協会高知支所に造成する低利預託資金の借入れにあっては <u>高知県</u> 信用漁業協
同組合連合会、全国遠洋沖合漁業信用基金協会に造成する低利預託資金の借入れにあ	同組合連合会、全国遠洋沖合漁業信用基金協会に造成する低利預託資金の借入れにあ
っては農林中央金庫とする。	っては農林中央金庫とする。
第 5 ~第 13 略	第5~第13 略
附則	附則
$1 \sim 6$ 略	$1\sim 6$ 略
7 この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。	